

法定後見制度の概要（補助・保佐・後見）

区分	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
申立てをすることができる人 ・申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等の同意が必要な行為 ・同意権	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	民法で定められた行為（借金、訴訟、相続の承認や放棄、新築や増改築など）	—
取消しが可能な行為 ・取消権	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	民法で定められた行為（借金、訴訟、相続の承認や放棄、新築や増改築など）	日常生活に関する行為（日用品の購入等）以外のすべての行為
代理権の範囲 ・代理権	申立ての範囲内で家庭裁判所の審判で定めた法律行為	申立ての範囲内で、家庭裁判所の審判で定めた法律行為	財産に関するすべての法律行為
支援する人	補助人	保佐人	後見人

〈出典：朝霞市「成年後見人のご案内」より抜粋・整理〉